



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

厚生労働省
宮城労働局
発表
平成29年8月25日

平成29年8月25日

宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 鈴木 秀博
主任労働衛生専門官 佐々木賢一
労働衛生専門官 熊谷 昭彦
電話 022-299-8839

第68回 全国労働衛生週間

平成29年10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

～働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場～

今年で第68回目となる全国労働衛生週間は、9月1日から30日までを準備期間とし、10月1日から7日までを本週間として実施されます。また今年からは「働き方改革実行計画」に基づき治療と仕事の両立支援対策を推進することとしております。さらに、「ラベルでアクション」をフレーズとした化学物質対策、「過労死等防止のための対策に関する大綱」による過重労働対策に取り組んでいるほか、メンタルヘルス対策の実施を強化しています。

このような背景を踏まえ、今年のスローガンは「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」です。

上記スローガン・対策を含め宮城労働局（局長 北條 憲一）では、「平成29年度全国労働衛生週間実施要綱（宮城労働局版）」を取りまとめましたので、公表します。（別添、資料No.1）

最重点事項に「治療と仕事の両立支援」が加わりました！

自殺を含む精神疾患に基づく労災申請は全国的にも、宮城県内でも高水準となっております。平成 28 年度に、県内で労災認定された精神疾患 10 件のうち、長時間労働関連を要因とする事案は 5 件（内自殺 1 件）となっており、過重労働等の放置は、脳・心臓疾患の発症のみならず、メンタルヘルス不調の原因ともなっていることから、特に、下記事項を最重点としました。

【最重点事項】

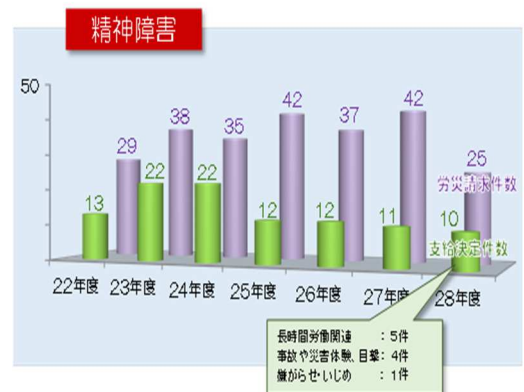
1 過重労働による健康障害防止のために

- (1) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得率向上などワークライフバランスの推進
- (2) 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取、その事後措置の徹底
- (3) 健康障害のリスクが高い月 100 時間（2～6 ヶ月平均 80 時間）を超える時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施及び改正安衛則に基づく長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施徹底
- (4) 小規模事業場における面接指導等の実施に当たって地域産業保健センター等の活用



2 メンタルヘルス対策（心の健康の保持増進のため対策）の推進のために

- (1) 経営トップによるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- (2) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (3) 4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供
- (4) ストレスチェックの適切な実施（事業場規模 50 人未満は努力義務）
- (5) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施



3 治療と仕事の両立支援のために

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく以下の環境整備事業の実施

- (1) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- (2) 研修等による両立支援に関する意識啓発、相談窓口等の明確化
- (3) 両立支援に活用できる休暇制・勤務制度や社内体制の整備
- (4) 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用

【添付資料】

- 資料 NO.1 「第 68 回全国労働衛生週間」
- 資料 NO.2 「平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱（宮城労働局版）」
- 資料 NO.3 「グラフ 宮城の業務上疾病年別推移」
- 資料 NO.4 「グラフ 宮城の健康診断有所見者の推移」
- 資料 NO.5 「治療と職業生活の両立支援」

第68回 全国労働衛生週間

資料NO.1

平成29年10月1日（日）～7日（土） [準備期間：9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

（スローガン）

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

10月1日～7日

全国労働衛生週間
に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間
に実施する事項

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。
 - (1) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - (2) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (4) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (5) その他の重点事項

(1) 治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(2) 化学物質による健康障害防止	①ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 ②「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしたラベル表示、SDSの入手状況や危険有害性情報の確認 ③リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果についての労働者に対する教育の推進 ⑤皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 ⑥特殊健康診断等による健康管理の徹底 ⑦建設業、食品品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
(3) メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 ③4つのメンタルヘルスクエアの推進に関する教育研修・情報提供 ④ストレスチェック制度の適切な実施 ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 ⑥自殺予防週間(9月10日～9月16日)などをとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施 ⑦産業保健総合支援センターでのメンタルヘルス対策に関する支援の活用
(4) 過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ②長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
(5) その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての教育啓発や、専門家に相談支援などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 ③「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底 ④労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進
- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

3. 作業の特性に応じた事項

粉じん障害、電離放射線や騒音、振動、石綿、化学物質などによる健康障害防止対策の推進


4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援 <http://www.iohas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

QRコード → 

産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



支援 【労働者健康安全機構】

0570-783046



↑QRコード

<https://www.iohas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>


産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>


QRコード → 

治療と職業生活の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

QRコード → 


治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援 http://www.iisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

QRコード → 


腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/rodoukiun/anzensei12/>


QRコード → 

メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援 解説サイト <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

QRコード → 

こころの耳


検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。



解説サイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

QRコード → 

職場のあんぜんサイト 化学物質


検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。



支援 解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzen/kit-suen/index.html

QRコード → 


職場 受動喫煙

検索

熱中症予防対策

職場での熱中症予防のため、関係省庁や関係団体と連携し「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

解説サイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

QRコード → 

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱

宮 城 労 働 局

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 68 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

全国的な労働者の健康を巡る問題を見ると、病気を治療しながら仕事をしている方々は、労働人口の 3 人に 1 人と多数を占める。病気を理由に仕事をしている方々や仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い。

また、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) や特定の有機粉じんを取り扱う化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害が発生していることから、危険有害性を有する化学物質についてのラベル表示や安全データシート (SDS) の交付の徹底等危険有害な化学物質の更なる適切な取扱いの促進が必要な状況にある。さらに脳・心臓疾患や精神障害の請求件数はここ数年増加していることに加え、自殺者のうち、「勤務問題」が原因・動機のひとつとされている者は 2 千人強となっている。

一方、宮城県における労働者の健康を巡る現状を見ると、業務上疾病の被災者は長期的には減少し平成 10 年から 15 年までは年間 120 人前後で推移したがその後増加傾向となっており、昨年は年間 175 人となっているほか、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合は平成 20 年に 5 割を超え年々増加し平成 27 年は 57.4% まで達し、昨年は 56.4% と 0.3 ポイント減少したものの依然として高水準であり、職場での健康リスクは依然として存在しており、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

さらに、精神障害による労災請求件数は近年増加傾向で推移し、今後においても予断を許さない状況であり、平成 27 年 12 月に施行された改正安衛法に基づく規模 50 人以上の事業場に義務付けられたストレスチェックは現在 8 割を超える事業場で実施されているものの、更なるストレスチェック実施の徹底・定着やストレスチェック結果の職場環境改善を含めたメンタルヘルス不調の予防への効果的な活用へつなげる等事業場におけるメンタルヘルス対策の推進は重要な課題となっている。

現在、国をあげて推進している「働き方改革」の実現には、労働者が働くそれぞれの職場において就労環境の整備、心身の健康管理等安全衛生の確保が基本となるものである。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定)に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた「宮城県地域両立支援推進チーム」の設置など地域においてその必要性等について啓発等・機運の醸成を図るための取組を推進することとしている。

また、化学物質による健康障害を防止するため「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート (SDS) の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいる。

さらには、過労死等防止対策推進法 (平成 26 年 11 月施行) 及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成 27 年 7 月閣議決定)に基づき、過労死等の防止のための対

策に取り組むこととしているほか、平成28年12月に決定された『『過労死等ゼロ』緊急対策』に基づき、長時間労働の解消、過重労働による健康障害防止はもとより、ストレスチェックの実施の徹底・定着や実施結果の効果的活用等企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進することとしている。

このような背景を踏まえ、本年度は、
「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

宮城労働局

5. 協賛者

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、公益社団法人宮城労働基準協会、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援・協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 最重点事項

ア 働き方改革に関する事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b. 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c. 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- e. 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づく以下の事業場環境整備

- a. 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b. 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c. 相談窓口等の明確化
- d. 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e. 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用

② 重点事項

ア 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS 交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組

- (ア) 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- (イ) 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDS の入手状況、危険有害性情報の確認
- (ウ) SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- (エ) ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- (オ) 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- (カ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- (キ) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - a. 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
 - b. 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

イ その他の重点事項

(ア) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に係る以下の対策の推進

- a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
 - c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- #### (イ) 職場における受動喫煙防止対策の推進
- a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- #### (ウ) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の

徹底

- a. WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - b. 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - c. 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (エ) 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- a. 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - b. 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - c. 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施

③ 労働衛生3管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

イ 作業環境管理の推進

- (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

ウ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

エ 健康管理の推進

- 「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施
- (ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

④ 作業の特性に応じた事項

ア 粉じん障害防止対策の徹底

（ア）第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進

- a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- d. 離職後の健康管理

（イ）改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

イ 電離放射線障害防止対策の徹底

ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

カ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底

（ア）化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底

（イ）有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

（ウ）建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底

（エ）特殊健康診断等による健康管理の徹底

キ 石綿障害予防対策の徹底

（ア）建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

（イ）吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

（ウ）石綿製品の全面禁止の徹底

（エ）離職後の健康管理の推進

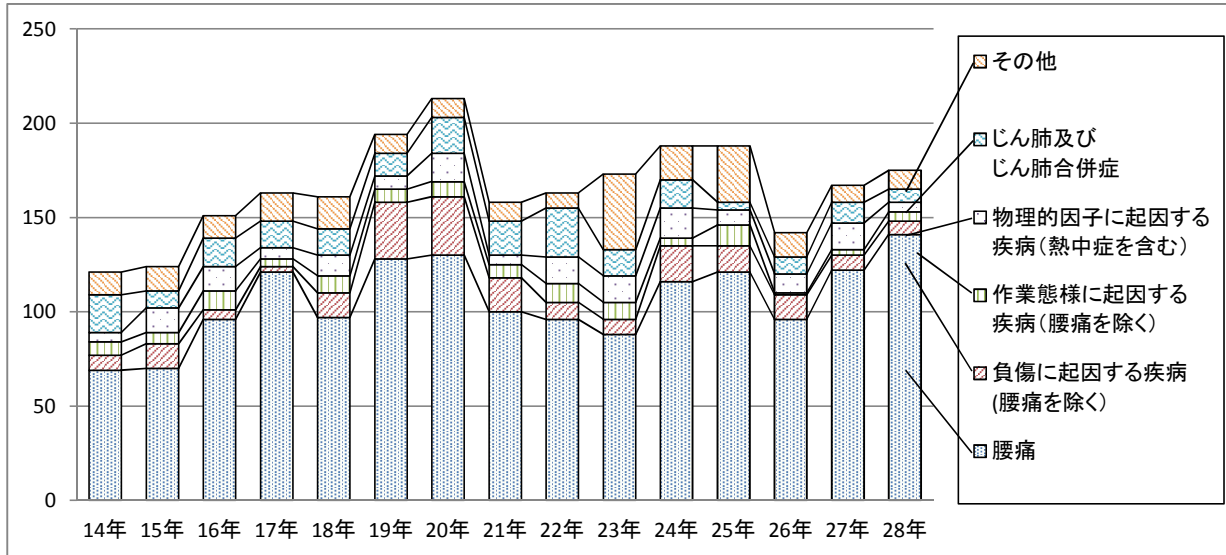
ク 酸素欠乏症等の防止対策の推進

（ア）酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

（イ）換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

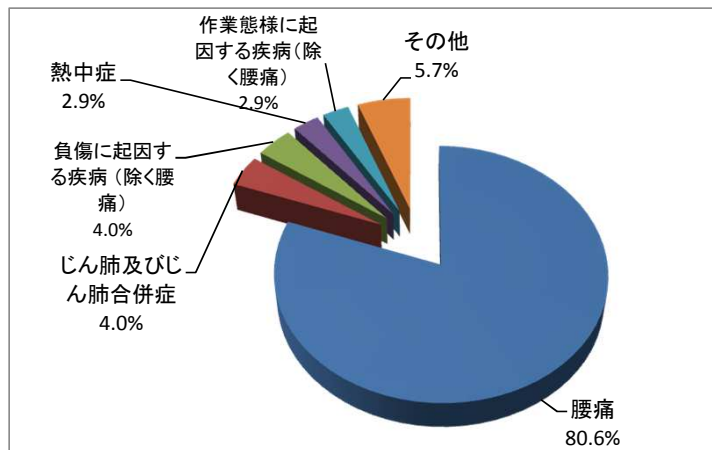
⑤ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

建築物等の解体作業等における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底



	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
腰痛	69	70	96	121	97	128	130	100	96	88	116	121	96	122	141
負傷に起因する疾病(腰痛を除く)	8	13	5	3	13	30	31	18	9	8	19	14	13	8	7
作業態様に起因する疾病(腰痛を除く)	7	6	10	4	9	7	8	7	10	9	4	11	1	3	5
物理的因子に起因する疾病(熱中症を含む)	5	13	13	6	11	7	15	5	14	14	16	8	10	14	5
じん肺及びじん肺合併症	20	9	15	14	14	12	19	18	26	14	15	4	9	11	7
その他	12	13	12	15	17	10	10	10	8	40	18	30	13	9	10
疾病総数	121	124	151	163	161	194	213	158	163	173	188	188	142	167	175

平成28年 疾病種類別比率



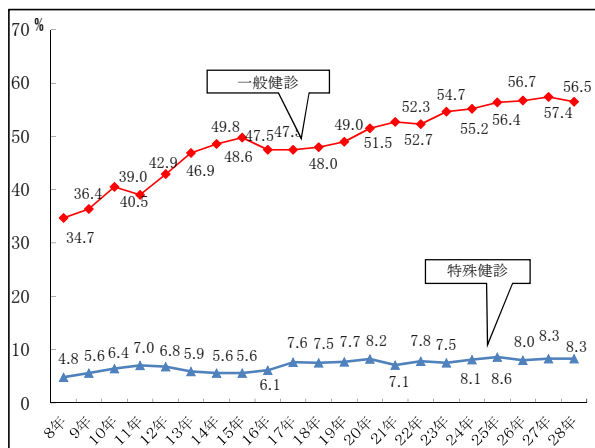
	疾病者数	構成比・%
腰痛	141	80.6%
じん肺及びじん肺合併症	7	4.0%
負傷に起因する疾病(除く腰痛)	7	4.0%
負傷に起因する疾病(除く腰痛)	5	2.9%
作業態様に起因する疾病(除く腰痛)	5	2.9%
その他	10	5.7%
合計	175	100%

1. 業務上疾病は平成3年までは年間200人を超える水準であったが、平成10年から15年までは年間120人前後と減少した。しかし、その後、腰痛の増加により増加傾向に転じ、平成28年は141件となっている。
2. 疾病の種類別にみると腰痛の割合が突出して高く、平成28年現在80.6%を占めている。次いでじん肺及びじん肺合併症、負傷に起因する疾病(除く腰痛)、熱中症、作業態様に起因する疾病(除く腰痛)の順となっている。

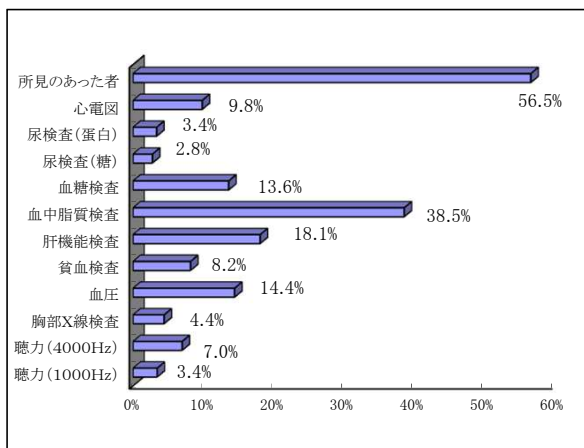
健康診断有所見者の推移

資料No. 4

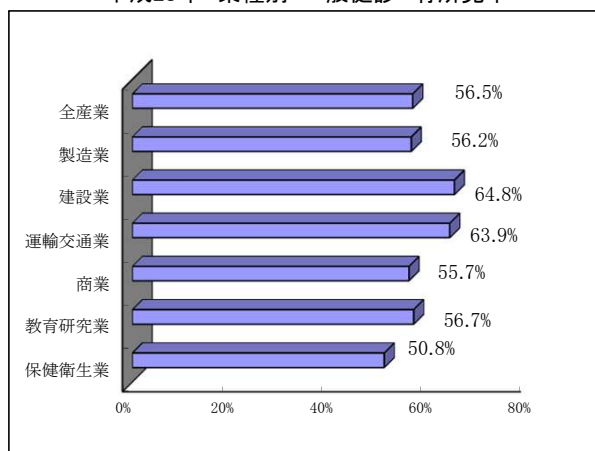
健康診断種類・有所見者率の推移



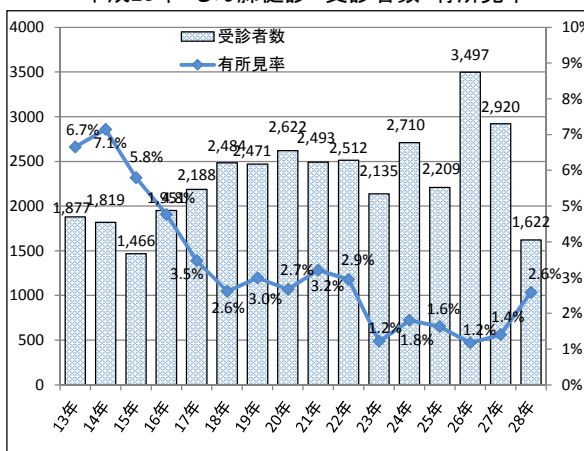
平成28年 項目別・一般健診 有所見率



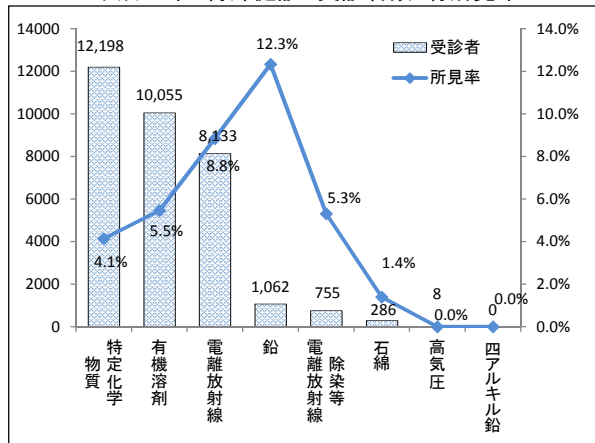
平成28年 業種別・一般健診 有所見率



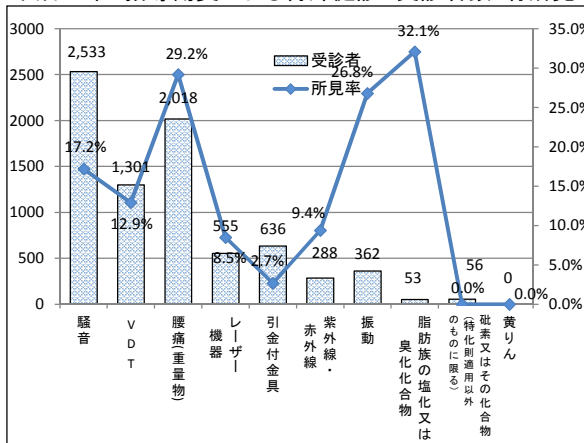
平成28年 じん肺健診 受診者数・有所見率



平成28年 特殊健診 受診者数・有所見率



平成28年 指導勧奨による特殊健診 受診者数・有所見率



1 定期健康診断(一般健診)の実施結果

- ① 有所見率は増加傾向で推移し、平成28年は56.5%となっている。
- ② 健診項目別有所見率では、血中脂質検査が38.5%と最も高く、次いで肝機能検査、血圧、血糖検査、心電図の順となっている。
- ③ 業種別の有所見率では、運輸交通業、建設業で高率となっている。

2 じん肺健康診断の実施結果

- ① 受診者数は平成26年に3,497人だったものが、平成28年には1,622人と減少している。一方有所見率は、平成26年に増加傾向にあり、平成28年には2.6%となっている。

3 特殊健康診断及び指導勧奨による特殊健康診断の実施結果

- ① 特殊健康診断の受診者数は特定化学物質が最も多く、次いで、有機溶剤、電離放射線、鉛、除染等電離放射線、石綿の順となっている。一方有所見率は、鉛が12.3%と最も高く、次いで電離放射線、有機溶剤、除染等電離放射線、特定化学物質の順となっている。
- ② 指導勧奨による特殊健康診断の受診者数は、騒音が最も多く、次いで腰痛(重量物)、VDTの順となっている。一方有所見率では、脂肪族の塩化又は臭化化合物が32.1%と最も高く、次いで腰痛(重量物)、振動、騒音、VDT、振の順となっている。

「病気になっても働きたい。」
そんな働く人の気持ちを応援したい。



今、知って欲しい。

治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。

従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

本リーフレットで、一緒に考えてみませんか？



治療と職業生活の両立支援とは

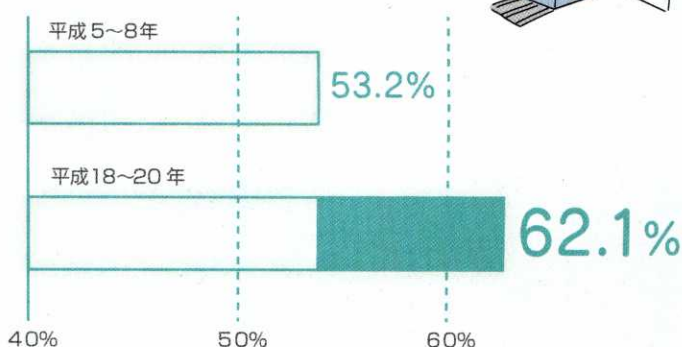
どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と職業生活の両立支援」が必要とされているのでしょうか。医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

POINT 1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



出典：地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計



POINT 2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事をもちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

32.5万人

出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計

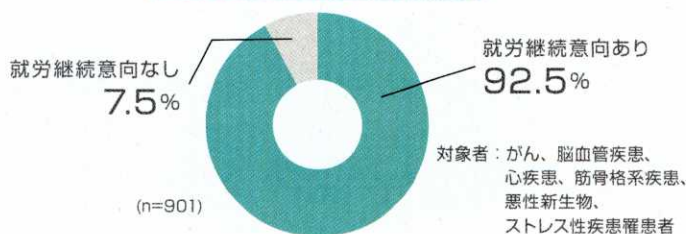


POINT 3

患者にとって、仕事は生きがいでもあります。

がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。

がんなどの患者の就労意向



出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」 2013年9-10月（厚生労働省委託 みずほ情報総研）



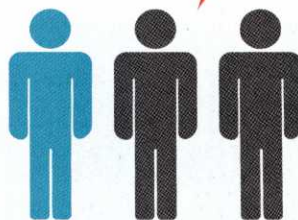
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT
1

20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。今後、がんはますます働く世代の問題に。



2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約3人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

POINT
2

治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。



事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

POINT
3

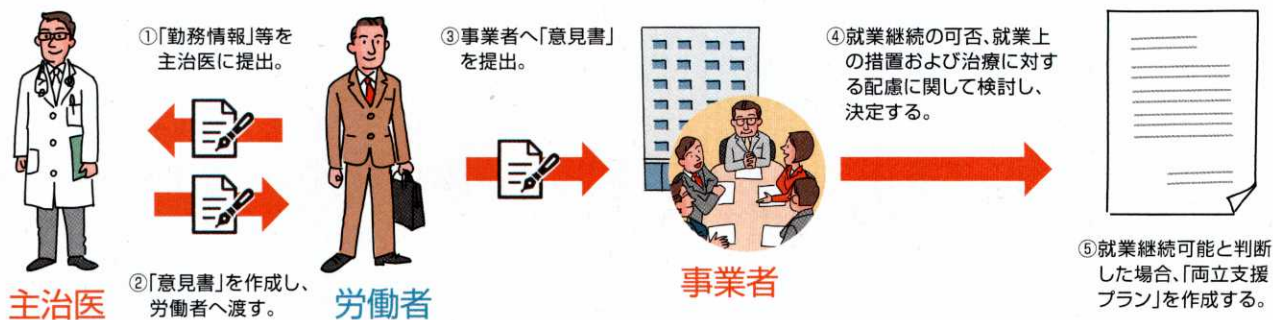
がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。



- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

※「勤務情報」や「意見書」などの様式は産業保健総合支援センターで用意しています。

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、 両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ①事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ②事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。
また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援をします。
また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。



「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

＼ホームページからガイドラインをダウンロードできます！／

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

(ページ内検索をご利用ください。)



ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで

〈各センターの一覧はこちら〉

労働者健康安全機構ホームページ

<http://www.johas.go.jp/>

労働者健康安全機構

検索

〈電話でのお問い合わせ〉

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課

Tel. **044-431-8660**

